

公益財団法人 ウシオ財団の概要

目 次

1. 財団の概要
2. 設立趣意書
3. 定 款
4. 奨学金給与規程
5. 理事・監事・評議員名簿

公益財団法人ウシオ財団の概要

1. 名 称 公益財団法人 ウシオ財団（旧財団法人ウシオ育英文化財団）
THE USHIO FOUNDATION
2. 所 在 地 〒100-8150
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
丸の内北口ビルディング17階
Tel 03-5219-6810 Fax 03-5219-6811
3. 理 事 長 牛尾 治朗 （ウシオ電機株式会社 取締役会長）
4. 設立の趣旨 ウシオ電機株式会社の創業者であり、現会長の牛尾治朗氏が、同社の創立30周年を迎えるに当たり私財を抛出、また、ウシオ電機株式会社も本法人設立に際し、記念行事の一環として資金を抛出、大学に在学する学生に対し奨学金を給与するとともに、学術研究・文化活動に資金助成を行うことにより、人材の育成と学術・文化の発展に寄与することを目的とする財団を設立した。
5. 目 的 修学に助成することにより次代の世界を担う人材の育成に寄与すること並びに諸外国との交流と相互理解を増進すること。
6. 事 業 (1) 大学及び大学に準ずる高等教育機関に在学する日本人学生及び外国人留学生に対する奨学金の給与及び指導・助言
(2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
7. 資 産 資産総額 1,999,760,000円 （本財団設立時）
8. 設 立 平成6年3月15日 財団法人ウシオ育英文化財団設立
平成23年4月1日 公益財団法人ウシオ財団に移行。
9. 行 政 庁 内閣府

設 立 趣 意 書

我が国は、戦後、世界各国が驚異の目で見るといえるようなめざましい経済発展を遂げ、これとともに国民生活も社会文化も向上してきた。この成長を維持発展させ、21世紀に向けて、豊かで、創造的で活力のある、文化の香りの高い社会を形成していくには、教育・学術・文化の振興が極めて重要である。

しかるに、現在の実情を見ると優れた素質と確固たる意思をもちながら、経済的理由により修学困難な青少年が少なくない。また、科学技術の発展、情報化、産業構造の變化に伴い、研究分野はますます拡大しているにも拘らず、その研究費の充実、若手研究者の養成・確保等解決しなければならない問題が数多くある。一方、我が国の経済の発展にとって文化の果たす役割も大きく、国際的にも我が国は、経済面のみならず文化面でも積極的な貢献を行うことが求められており、この面での環境の醸成と基盤の強化が必要とされている。

ウシオ電機株式会社および同社創業者である牛尾治朗は、以上の様な問題の解決の一助となることを願い、ウシオ電機株式会社創立30周年記念行事の一環として、この財団法人の設立を決意し、金1億円およびウシオ電機株式会社株式240万株を寄付することになったものである。

従ってこの法人は、その事業を通じて大学及び大学院に在学する学生、留学生に対して、奨学金を給与することによって社会に有益な人材を育成するとともに、学術研究、文化活動に対し資金助成を行うことによりその振興、発展を図り、もって社会に寄与することを、設立の趣旨とする。

平成6年2月3日

財団法人 ウシオ育英文化財団
設立発起人代表 牛尾 治朗

定 款

公益財団法人ウシオ財団

公益財団法人ウシオ財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人ウシオ財団と称する。

2 この法人の英語名をTHE USHIO FOUNDATION とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、修学に助成することにより次代の世界を担う人材の育成に寄与すること並びに諸外国との交流と相互理解を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 大学及び大学に準ずる高等教育機関に在学する日本人学生及び外国人留学生に対する奨学金の給与及び指導・助言

(2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者牛尾治朗は、ウシオ電機株式会社の株式2,400千株をこの法人のために拠出した。

(基本財産)

第6条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会が定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員5名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係があ

る者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第14条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事のうちから選出された議事録署名人各々2名が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、

常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉理事長及び顧問)

第29条 この法人に、任意の機関として、名誉理事長1名及び10名以内の顧問を置くことができる。

2 名誉理事長及び顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 名誉理事長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 名誉理事長及び顧問の報酬は無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長欠席の場合は出席理事の互選による。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 選考委員会

(設置)

第36条 この法人には、第4条1号に定める事業の対象となる者を選考するために、選考委員会を置く。

(委員)

第37条 選考委員は、5名以上10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、有識者及び学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報による。

補 則

1 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は牛尾治朗、常務理事は山口義とする。

4 この定款の変更は、平成25年5月30日より施行し、平成26年4月1日より適用する。

奨学金給与規程

公益財団法人ウシオ財団

公益財団法人ウシオ財団奨学金給与規程

第1章 総則

(奨学生の資格)

第1条 本財団の奨学生となるものは、大学院、大学または高等専門学校専攻科に在学し、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学生の種類と奨学金の額及び給与期間)

第2条 奨学生の種類及び奨学生に給与する奨学金の額は、次の通りとする。

高等専門学校専攻科奨学生	月額	60,000円
大学奨学生	月額	60,000円
大学院奨学生	月額	120,000円

2 前項の奨学金の給与期間は、奨学生に採用したときから、正規の最短修業年限の終期までとする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第3条 奨学生志願者は、身元保証人と連署した本財団あての奨学生願書に在学学校長の推薦書及び在学証明書を添付して提出するものとする。

(奨学生の採用)

第4条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長を経て、本人に通知する。

2 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から14日以内に身元保証人と連署した誓約書を理事長あて提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第5条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2ヵ月以上を合わせて交付することができる。

2 奨学金の交付は、直接本人に送金して行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

第6条 奨学金の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第7条 奨学生は、毎年度末、学業成績表及び毎月生活状況報告書を理事長あて提出しなければならない。

(異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。
ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、身元保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学、復学、転学、留学、留年又は退学したとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 身元保証人を変更したとき
- (4) 本人又は身元保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止及び停止)

第9条 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (5) 前各号のほか、第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の補導

(奨学生の補導)

第13条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応じた適切な補導を行うものとする。

第4章 補則

(実施細目)

第14条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

(変更)

第15条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1. この規程は、平成6年4月1日から施行する。
2. この規程の変更は、平成9年10月17日から施行し、平成10年4月1日より適用する。
3. この規程の変更は、平成13年7月19日から施行し、平成14年4月1日より適用する。
4. この規程の変更は、平成13年11月26日から施行し、平成14年4月1日より適用する。
5. この規程の変更は、平成20年5月28日から施行し、平成20年4月1日より適用する。
6. この規程の変更は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
(平成22年9月30日理事会決議)
7. この規程の変更は、平成30年4月1日から施行する。

公益財団法人ウシオ財団 理事・監事・評議員名簿

令和2年3月31日現在

役職名	氏名	現職
理事長	牛尾 治朗	ウシオ電機株式会社 代表取締役会長
常務理事	多木 正	ウシオ電機株式会社 顧問
理事	小原 實	慶応義塾大学 名誉教授
理事	垣見 勝紀	
理事	菅田 史朗	
理事	張 麗玲	株式会社大富 代表取締役社長
理事	三村 隆久	
監事	神崎 伸一郎	
監事	齊藤 充	齊藤充税理士事務所 税理士
評議員	安達 宏昭	株式会社創晶 代表取締役社長
評議員	牛尾 志朗	ウシオ電機株式会社 取締役
評議員	神山 健三	宇都宮大学 元教授
評議員	川崎 昌博	人間文化研究機構 総合地球環境学研究所 客員教授
評議員	烏本 司	名古屋大学大学院 教授
評議員	内藤 宏治	ウシオ電機株式会社 代表取締役社長
評議員	中山 繁樹	
評議員	米山 宏	大阪大学 名誉教授

